

労働・雇用相談事業(雇用調整助成金制度の利用支援等)の 実施期間の延長に係る予算流用について

1 概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者を支援するため、令和2年5月3日から7月17日までの土曜日を除く毎日、社会保険労務士による雇用調整助成金に関する無料電話相談を実施している。国は令和2年度の第2次補正予算により、雇用調整助成金の特例措置を9月30日まで延長し、雇用調整助成金の上限額を引き上げるとともに、休業手当を受け取ることができない労働者に関する新たな給付制度を創設したことから、事業者や労働者からの相談が増加することが予想される。

こうしたことから、無料電話相談事業を令和2年9月30日まで延長し、助成金や給付金の申請を促し、あわせて労働者等からの相談に応じることで雇用の維持を図っていく。

2 背景

- ・国は令和2年度の第2次補正予算により、雇用調整助成金の特例措置を9月30日まで延長し、雇用調整助成金の上限額を引き上げるとともに、休業手当を受け取ることができない労働者に関する新たな給付制度を創設した。
- ・事業者からの相談については、半数以上が小規模事業者からの相談となっており、社会保険労務士による無料電話相談を継続する必要がある。
- ・労働者からの解雇や雇い止めに関する相談や、新たな給付制度に関する問合せ等にも対応していく。

3 事業内容

市内中小事業者等を対象とした社会保険労務士による電話無料相談（土曜日を除く毎日・午前9時～午後4時）の実施期間を延長する。

開催日 令和2年5月3日～令和2年7月17日 ➡ 9月30日まで延長

時間 午前9時～午後4時

場所 勤労青少年ホーム（アイミティ浜松）リスニングルーム

4 予算措置（流用額 3,743千円）

経費内訳 謝礼3,400千円、電話料等343千円

（単位：千円）

事業名	流用額
労働・雇用相談事業	3,743
勤労者福利厚生事業	△3,743

※9月議会の補正予算において流用戻しを実施予定。